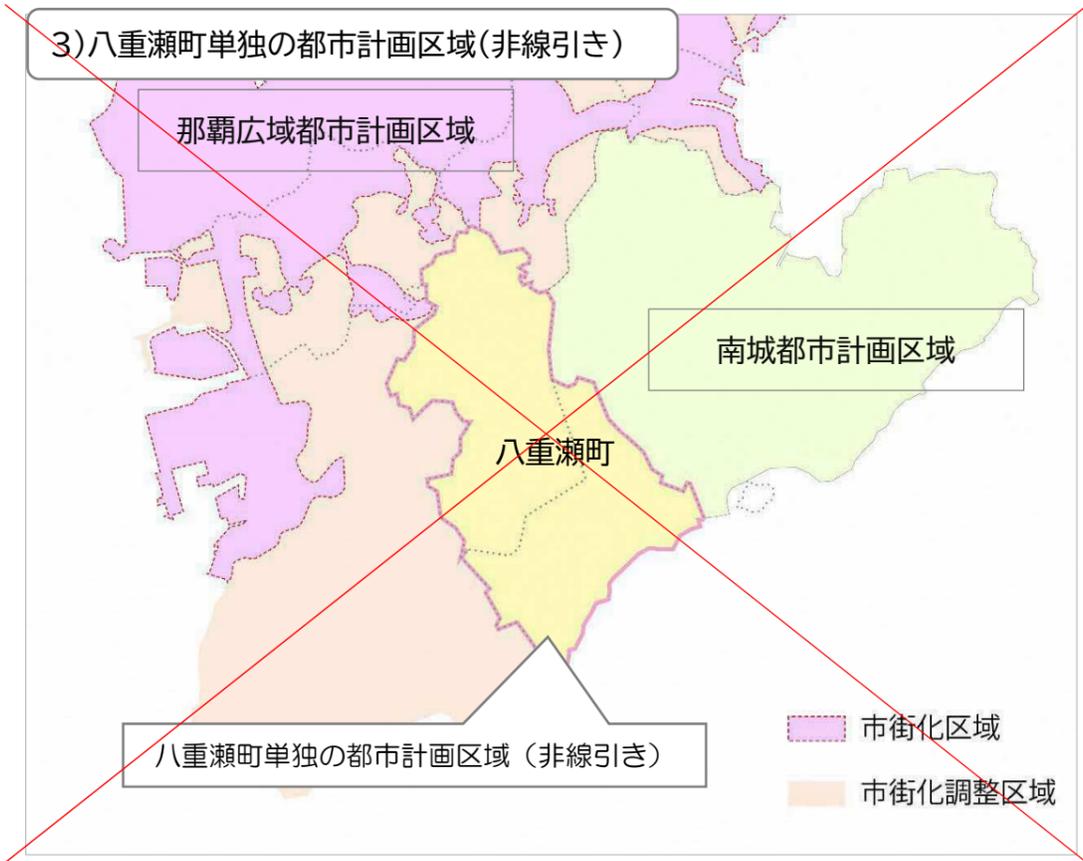
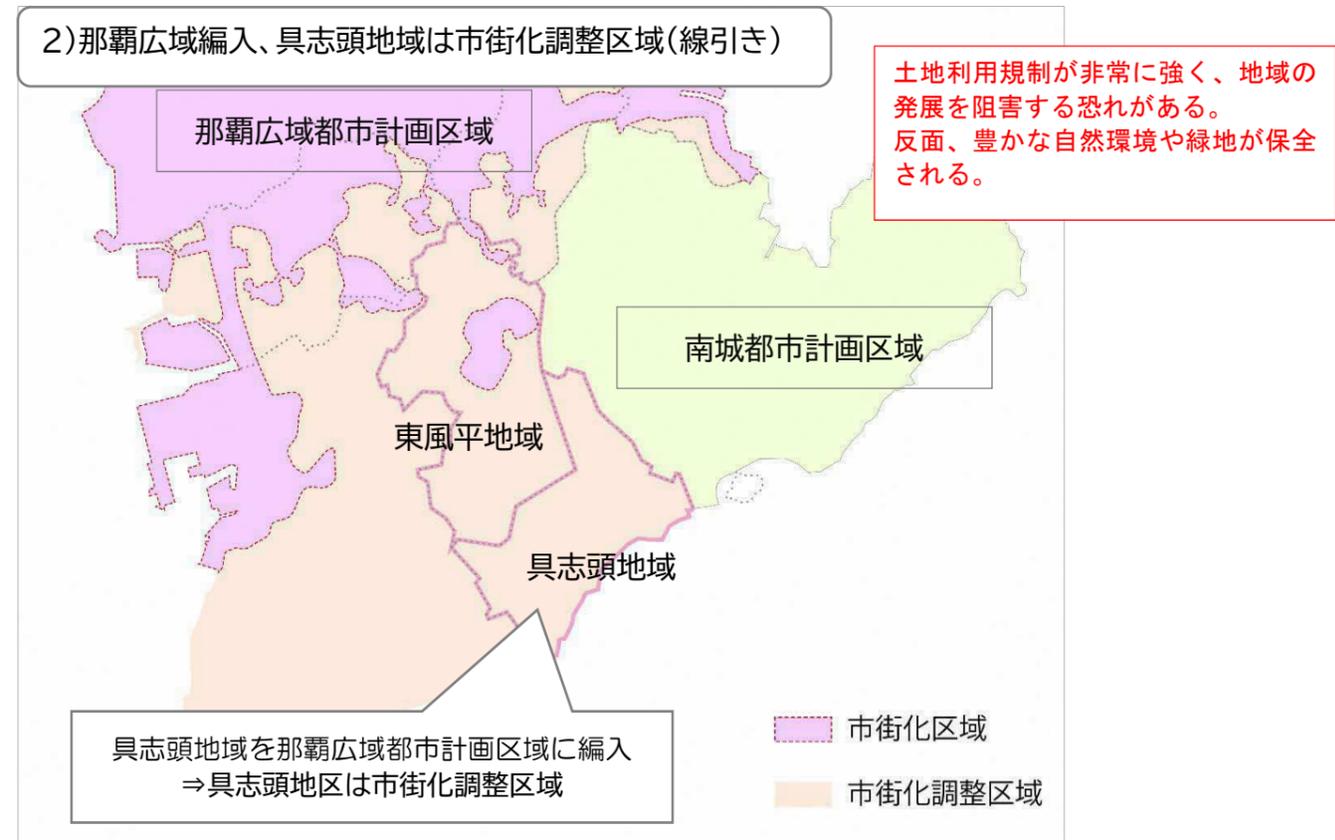
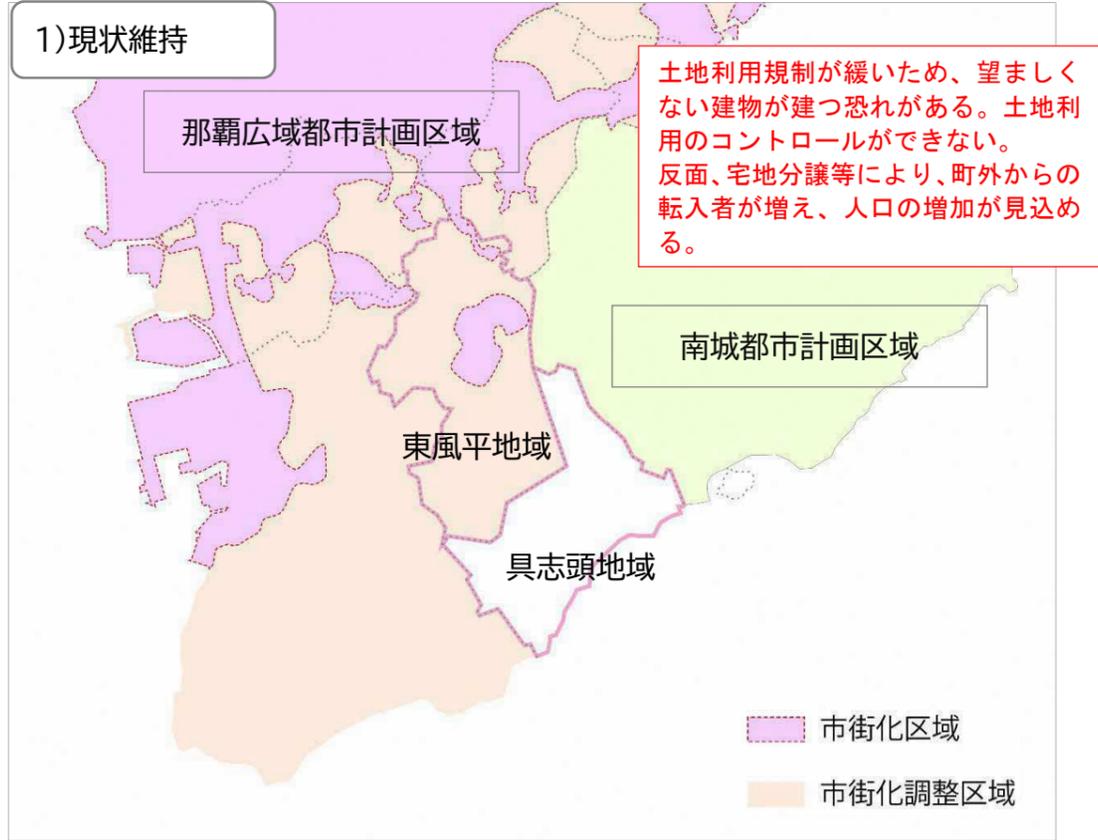


第 2 次八重瀬町国土利用計画に記載する方針（案）

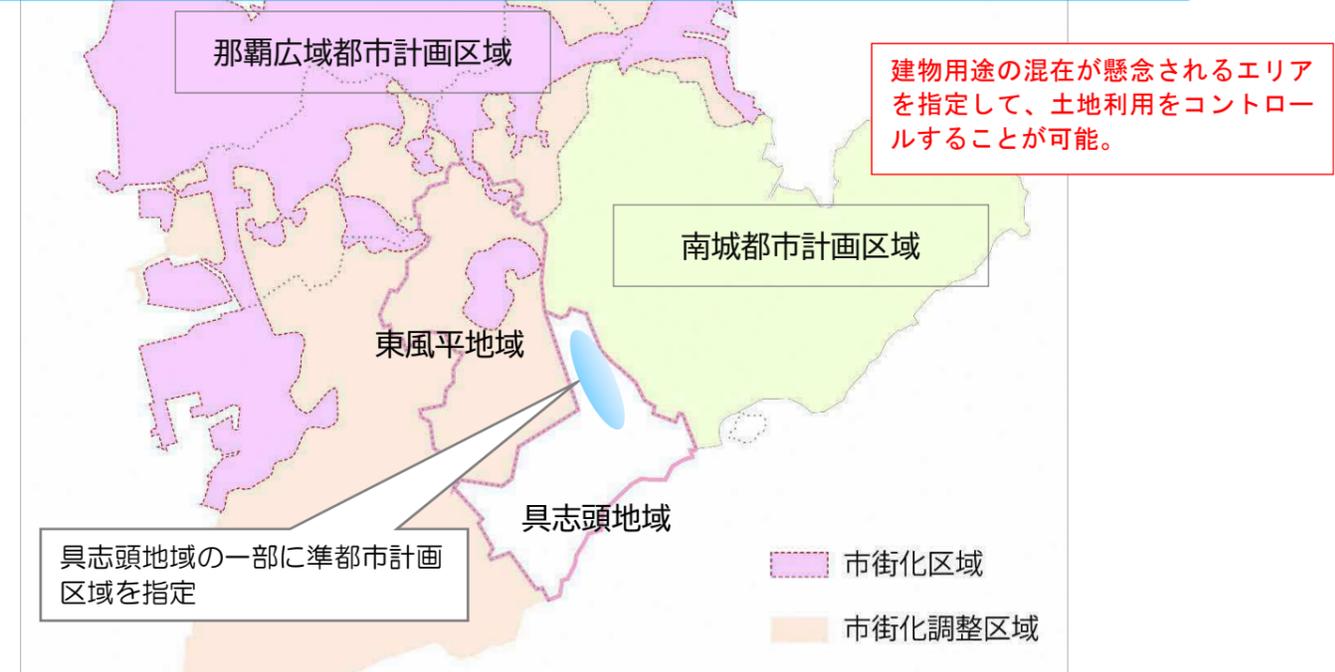
新	旧
第二次八重瀬町国土利用計画（案）	第一次八重瀬町国土利用計画 （P3 11 行目～17 行目）
具志頭地域については、現在一定の開発動向がみられ、今後も見込まれる一部の地域において準都市計画区域の指定を検討する。	具志頭地域においては、現時点での都市計画区域への編入は行わないものとするが、今後の社会状況の変化と隣接する南城都市計画区域の状況を見据えながら、町民へ都市計画に関する啓発活動を行いつつ、町民の意向を踏まえ都市計画区域への編入及び土地利用の規制について検討していく。

都市計画区域指定のパターン図



※当面の間、単独都市計画区域の指定はありません

4) 東風平地域は那覇広域、具志頭地域の一部を準都市計画区域に指定 ◎町の方針(案)



- 方針(案)
- ・具志頭地域の一部に準都市計画区域の指定を検討します。
 - ・準都市計画区域の指定範囲は、現状で建物用途の混在が見られる区域を想定します。
 - ・準都市計画区域とあわせて特定用途制限地域を指定して、「建てさせたくない建物」を決めて土地利用の規制・誘導を行いたいと考えています。